

4月からの国民健康保険料は 年金から引き落とされます

仮徴収
と
本徴収

仮徴収とは、6月に行われる令和8年度国民健康保険料計算よりも前に、あらかじめ**4・6・8月**の年金から徴収する額を**仮で決定**し、特別徴収(年金から天引き)を行うことを言います。仮徴収の金額は、令和7年度(令和8年2月)の徴収額と同じ金額となります。

本徴収とは、6月に決定した令和8年度国民健康保険料総額から仮徴収額を差し引いた残りの額を**10・12・2月**で特別徴収することを言います。

【仮徴収と本徴収のイメージ】



令和7年度 保険料	令和8年度保険料						
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	【仮徴収】 令和8年4・6・8月の徴収額は 前年度2月の徴収額と同額					【本徴収】 令和8年度保険料総額から仮徴収額を 引いた残りの額を徴収	
(例)3,000円 徴収	(例)各月3,000円徴収(2月と同額) 令和8年度保険料決定 (例)年額30,000円に決定					(例)各月7,000円徴収 令和8年度保険料30,000円から4・6・8 月徴収額9,000円(3,000円×3ヶ月)を引 いた残額21,000円を10・12・2月で徴収	

【保険料の支払方法は口座振替がおすすめです！】

特別徴収では仮徴収(4・6・8月の天引き)額と本徴収(10・12・2月の天引き)額にバラつきが生じてしまう可能性がありますが、保険料の支払方法を**口座振替**とすると、毎回の支払額が**平準化**(一定になる)されるため、おすすめです🌟 是非、ご検討ください。

【担当部署】 国民健康保険課 資格・保険料グループ

電話番号:03-3981-1111 (豊島区役所コールセンター)